



# 安管協だより

(一社)長崎県安全運転管理協議会  
〒852-8034  
長崎市城栄町 41-75  
TEL 095-865-6530  
FAX 095-865-6525

令和2年11月1日

第7号

道路交通法一部改正  
あおり運転が厳罰化されました。  
(令和2年6月30日)

### 対象となる「一定の違反」

- ① 通行区分違反
- ② 急ブレーキ禁止違反
- ③ 車間距離不保持
- ④ 進路変更禁止違反
- ⑤ 追い越し違反
- ⑥ 減光等義務違反
- ⑦ 警音器使用制限違反
- ⑧ 安全運転義務違反
- ⑨ 最低速度違反
- ⑩ 高速道路での駐停車禁止場所等違反

**あおり運転(妨害運転)の対象となる10類型の違反**

「あおり運転」を防ぐために…

- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を!
- ドライブレコーダーをつけましょう!
- あおり運転を受けた時は、**車外に出ることなく110番を!**

あおり運転厳罰 検索

### ◎あおり運転と認められると

・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
違反点 25点 免許取消(欠格期間2年)

### ◎著しい交通の危険を生じさせた場合

・5年以下の懲役または100万円以下の罰金  
違反点 35点 免許取消(欠格期間2年)

### 「あおり運転撲滅宣言」の実施



※あおり運転の厳罰化を盛り込んだ改正道路交通法の施行を受け、来る7月14日撲滅宣言をする村瀬理事長  
(於 県警察本部)

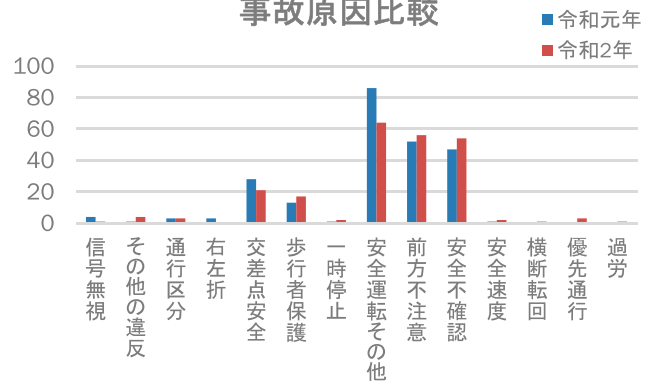
交通安全教育用DVDの貸出状況(R2.1~R2.10)

## 25回 40本

当協議会では、交通安全教育用DVDの貸出を行っています。各事業所での安全教育に積極的な活用を!!

安管事業所が加害者となる事故発生状況(9月末現在)  
資料提供 長崎県警察本部

### 事故原因比較



★歩行者保護・安全運転違反の事故が多発注意!!

※事故件数が多い安全運転その他とは

- ・ブレーキ操作不適・ハンドル操作不適・動静不注視があげられます。

### 飲酒運転の根絶

飲酒運転をなくすための3つの約束

- ① お酒を飲んだら運転しない
- ② 運転する人にはお酒を飲ませない
- ③ お酒を飲んだ人には運転させない

★年末年始で飲酒の機会もふえます。社会全体で飲酒運転を許さない環境づくりを推進しましょう。

## STOP! 飲酒運転



### 会員事業所での安全教育状況



10/17 九電工関連会社での教養風景